

学制期における普通教育としての実業教科の内容と 性格に関する研究

— 上等小学教科「記簿法」の成立過程に即して —

名古屋大学大学院 森 川 治 人

Haruto MORIKAWA

Graduate Student, School of Education, Nagoya University

A Study on the Characteristic of General Education in Upper Primary School in “Gakusei” Period

The purpose of this paper is to analyze the content and characteristic of general education, focusing on the from of introduction of “book-keeping” into upper primary school curriculum in “Gakusei” (the first educational system in early Meiji) period.

In primary school curriculum of “Gakusei”, which was much influenced by primary school curriculum in foreign educational system in those days. “Book-keeping” had legally been set in upper primary school and middle school curriculum as a general education, though “book-keeping” *is now generally considered* as a vocational subject, not a general subject.

Primary school curriculum in early “Gakusei” period (from Meiji 5 to Meiji 9) had not fitted at all for general public who really needed such skills for their daily life, and it had been inferior to traditional teaching; “Reading, Writing, and Arithmetic” in “Terakoya” (literally temple school for general public in late “Edo-era, though they were not generally managed by temples) and so its curriculum had to be improved to be more simple and practical for general public.

In such circumstances, “book-keeping” was recognized as a practical subject needed for such skills of making a table, keeping books and calculating, as such skills were necessary for primary school pupils who went into business or keep house after leaving school.

Then practical subject, “book-keeping”, consisted of two fields; single-entry book-keeping, and double-entry book-keeping.

So it was single-entry book-keeping, not double-entry book-keeping that was introduced and set into upper primary school curriculum, because the latter was too difficult for primary school pupils to understand, and the former was considered to be appropriate for upper primary school curriculum to be set into.

Of all subjects in upper primary school curriculum, “book-keeping” was not an independent subject at first, but it had been taught in other general subjects needed for daily life such as arithmetic, composition, and calligraphy.

Such historical analyzing of character of general education in upper primary school curriculum at “Gakusei” period in Japan clarifies that contents of both general and vocational education had not clearly been distinguished from each other, but they had been mutually doubled in contents of primary school curriculum, and this study will give us a deep insight into the problem what general education and its content should be now.

はじめに

本研究は、学制期上等小学の教科課程に位置づいた教科「記簿法」の内容と性格を、普通教育としての実業教科の成立という視点から分析し解明することを目的とする。

学制期の小学・中学の教科課程¹⁾に関するこれまでの研究は、わが国の普通教育観を投影しているともいえる状況にあり、普通教育における実業教科の内容に触れた研究が非常に乏しい。

たとえば、学制の上等小学と中学の教科課程において実業教科「記簿法」が「普通学」²⁾ないし「普通ノ学科」³⁾として位置づけられ、制度化されていたにもかかわらず、その教科の内容・性格に関する先行研究は管見の限り皆無である。たしかに、学制期の学校教育史研究の中では教科「記簿法」の存在は明らかにされてはいるものの、その教科としての内容や性格にまで立ち入って論じているわけではない。

わが国の普通教育史研究が小学と中学の実業教科の研究を対象化してこなかったのは、学制期の府県教則などの資料を発見・利用できなかったということによるが、そればかりでなく、研究者が当時の普通教育やそれと実業教育の関係を固定的（今日的）に捉えていたことにも起因すると思われる。

学制期に上等小学と中学の教科として導入された「記簿法」は、1879（明治12）年の教育令では小学校の教科から消えるけれども、1881（明治14）年の「中学校教則大綱」では「高等ノ普通学科」の中に「記簿」として位置づけられた。しかし、「記簿」は1886（明治19）年の「尋常中学校ノ学科及其程度」では中学校の教科から一旦消え、1894（明治27）年の「尋常中学校ノ学科及其程度中改正」において随意科目として再び登場する。

その間、1884（明治17）年には「商業学校通則」によって商業学校制度が発足し、学科⁴⁾「簿記」は商業科目の筆頭にあげられた。以後、明治・大正・昭和を通じて戦後の現在にいたるまで、「簿記」は一貫して商業教育の不可欠の教科となった⁵⁾。

したがって、小学と中学のカリキュラムにまたがって、「記簿法」から「記簿」へ、さらに商業学校の「簿記」へと科目名を変えながら複雑に展開した教科「記簿法」の性格と内容に関する研究は、近代学校教育カリキュラムの発展過程における普通教育と専門（実業）教育の関連の問題、初等教育と中等教育の関連の問題を解明する手がかりを与えるとともに、現代の普通教育（観）にとらわれないで当時の普通教育⁶⁾の性格を問い直す作業に通ずるものと思われる。

1. 法制上の「記簿法」とその教科書

(1) 学制における上等小学等の教科目「記簿法」の導入

1872（明治5）年8月学制が公布され、わが国最初の近代的学校制度が誕生した。学制は学校を大学、中学、小学に分け、さらに小学を下等小学4年・上等小学4年、中学を下等中学3年・上等中学3年に分けてそれぞれの教科を列挙した。四方一弥も指摘するように⁷⁾、上等小学の増課科目⁸⁾として挙げた4科目の中の第2番目に「記簿法」が規定された。また、中学の教科では、「普通ノ学科」として下等中学および上等中学に「記簿法」が挙げられている。さらに、1873（明治6）年4月、「学制二編追加」の専門学校として挙げた商業学校教科では、予科の第7番目、本科の筆頭科目に「記簿法」を挙げた⁹⁾。

このように、学制では「記簿法」は、小学・中学・専門学校のそれぞれの学科課程の中に明確に位置づけられているばかりでなく、「普通学」あるいは「普通ノ学問¹⁰⁾」とされていた小学の教科の中に、また、「普通ノ学科」として中学の教科の中に位置づけられていた。

倉沢の『学制の研究』によれば、文部省は学制の立案にあたってオランダ、フランス、プロシア、アメリカ、イギリスなどの外国学制を参考にしたとされている¹¹⁾ので、これらの国の学制の中に現れる「記簿法」がわが国の学制に反映したことは間違いない。

尾形裕康の『学制実施経緯の研究』はこの間の事情を資料の面から明らかにしている。すなわち、学制の上等小学教科目「記簿法」の出典は、左澤太郎訳『仏国学制』および内田正雄訳『和蘭学制』巻一、巻二（明治2年、開成学校板）である¹²⁾ことを知ることができる。しかし、倉沢と同様に、「記簿法」の教科内容に関しては一切論及していない。

文部省は学制頒布後、1872（明治5）年11月に「小学教則概表」を、翌1873（明治6）年5月に「改正小学教則」と「改正小学教則概表」とを公布した。しかし、学制で上等小学の学科課程に規定された「記簿法」は、これらの小学教則では規定されなかった。その理由は明らかでないが、この二つの教則が公布された時点では、未だ「記簿法」の文部省教科書が発行されていなかったことが考えられる¹³⁾。

「記簿法」の文部省教科書の発行は、国語¹⁴⁾・算数・習字・地理・歴史などの科目よりかなり遅れたことは事実であり、文部省第3年報（明治8年）の小学書籍一覧表にはじめて「記簿法」の文部省教科書が現れる。このことから、「記簿法」の文部省教科書が実際に発行され、小学校で用いられた時期は「小学教則概表」、「改正小学教則」および「改正小学教則概表」の公布の時点から、およそ2年後であったと推測して差し支えない。この二つの小学教則に教科「記簿法」が導入されなかったのは、その意味では当然であった。

つぎに、小学教則と同時に頒布された「中学教則略」では、「記簿法」は独立した教科としてではなく、下等中学の第3・2・1級および上等中学の第6・5級の学科の中に「習字・図画・記簿法」として一括表示されている。このように、「記簿法」が教則の中で積極的に明示されなかった理由としては、小学教則の場合と同様に、「中学教則略」の制定時には、未だ適当な文部省教科書が発行されなかったことや、「記簿法」を普通教科として独立させるほどの認識は学制初期には未だ成熟していなかったことが考えられる。

(2) 師範学校教則における「記簿法」

上等小学教科課程に「記簿法」が導入されるためには、教員養成の視点から考えて、当然に師範学校教則に「記簿法」が規定されなければならなかった。そこで、師範学校教則に着目したい。「師範学校ト小学トハ猶水源ト水流トノ如シ故ニ小学ノ状態如何ヲ識ラント欲セハ必師範学校ノ状態如何ヲ視ル」べき¹⁵⁾だからである。

文部省は学制公布以前の1872（明治5）年5月、東京に官立師範学校を設立した。初期の師範学校には教則らしい教則というものはなく、翌1873（明治6）年6月になって初めてわが国最初の教員養成カリキュラムと考えられる教則、すなわち、初等1カ年、上等1カ年とする修業年限2カ年の教則が誕生し、初等1級・2級および上等1級・2級の学科が定められた。この初等2級に「記簿法」ペーソン単記¹⁶⁾、上等1級に「記簿法」（複記）が示されている¹⁷⁾。

さらに、2年後の1875（明治8）年には初等・上等の別はなくなり、2カ年4級の小学師範学科となった。この教則で示された学科課程では、第2級第2年前半期に「記簿法」単記、1週3時、と規定されている¹⁸⁾。小学師範学科の学科課程に「記簿法」が挙げられていたのは東京師範学校のみではない。東京女子師範学校はじめ各府県師範学校の学科課程に「記簿法」は位置づいていた。この事実は学制期の各府県上等小学の学科課程に「記簿法」が規定されていたことと全く符合する。

(3) 府県小学教則改正における「記簿法」

1872（明治5）年9月に文部省は「小学教則」と「中学教則略」とを各府県に頒布し、各府県はこれに準拠して府県の小学教則を編制し、一部の府県を除いて全国的に画一的な8年制の小学教則を実施した。1873（明治6）年8月から1874（明治7）年2月にかけて、大阪、宮城、愛知、広島、長崎、新潟の各地に官立師範学校が設立され、それぞれの学区内の府県は教則の編成権を握り、それらの師範学校付属小学校教則に倣った。

その結果、師範学校付属小学の教則に準じた画一的内容の8年制小学教則が管内各地に実施された¹⁹⁾。これらの師範学校小学教則には「記簿法」が規定されていたので、全国的に上等小学教則に「記簿法」が導入されたと考えられる。

この府県教則の実施過程は決して一挙に進んだわけではない。一般に府県小学教則は学制公布前から学事の進んだ府県から順次制定されていったけれども、画一的な教則は地方の実情に合わず、文部省は地方の学事視察をおこなった結果、教育課程政策を自由主義的方向へ転換せざるを得ない状況となった。その全国的状況を伝えている史料は文部省年報に記載されている府県学事報告および文部省日誌である。1877（明治10）年後半から1879（明治12）年にかけて東京府をはじめ各府県はつぎつぎと小学教則の改正をおこない、その実用化・簡易化を図った。文部省日誌が再刊され、これらの改正が公表された。これらの資料に記載された府県上等小学教則の殆どに、教科「記簿法」が登場するのは、このような背景が存在したと考えられる。

2. 導入期の「記簿法」の教科書

では、学制初期の教科用書の内容はいかなるものであったのか。「記簿法」の授業にはじめて用いられた書物は、1873（明治6）年6月慶応義塾出版局発行の福沢諭吉訳『帳合之法初編』²⁰⁾および同10月新民社蔵版の加藤斌（ナカバ）²¹⁾訳『商家必用 記簿法 単認之部』である。ついで文部省が「記簿法」教科書として初めて翻訳発行した書物は、1875（明治8）年3月発行の小林儀秀²²⁾訳『馬耳蘇（マルスー筆者注）氏記簿法』であった。

近代西洋簿記をわが国に初めて伝えた福沢の『帳合之法』の初編二冊は、1873（明治6）年6月に発行され、第二編二冊は翌1874（明治7）年6月に発行された。『帳合之法 巻之一』の凡例には、この書物刊行の経緯が詳しく述べられている。

(1) 福沢諭吉訳『帳合之法』

それによれば「此帳合法ノ原著ハ千八百七十一年アメリカ商売学校ノ先生『ブライアント』並ニ『スタラットン』ノ兩人ガ著述セシ学校用『ブックキイピング』ト云フ書ナリ『ブックキイピング』トハ帳合ノ事ナリ」と述べ、さらに「帳合ニ略式ト本式ト二様アリ初編二冊ニハ先ツ略式ノミヲ訳

シ本式ニ其訳半成リタレハ近日コレヲ第二編トシテ出版ス可シ²³⁾と述べている。文部省第4年報(明治9年)の「小学教科書一覧表」には次に述べる『馬耳蘇氏記簿法』と並んで『帳合之法』が記載されているので、これが小学校教科用書として用いられたことはほぼ間違いない。

この書の原文の“Book-keeping”を『帳合之法』として翻訳する上での福沢の最大の苦心は、それまでわが国には存在しない概念・用語を創出するということであった。福沢は後日「余が著訳書中最も面倒にして最も筆を労したるものは帳合之法なり」と述べている²⁴⁾。また「大困難は金高を記すに何百何十何円何銭と日本流に書けば文字長く隋て帳面も多くなりて迎も実用に適せず……夫れよりも西洋の数字は僅に九字なれば之を日本人に覚えさせることとして、堅の訳書に数字ばかりを横にして西洋の原字を用ひん、斯くすれば何万何千何百何十の順序は右へ計へて日本の雙露盤の桁と恰も同様なるゆゑ人の呑込みは易からん、左りとて日本人に新に九字の西洋文字を用ひしむるは中々の困難なり、如何して善からんと思案に悩み(後略)²⁵⁾(下線は筆者)と述べて、記数法や位取りの困難さについて触れている。わが国近世(江戸期)の帳合とは全く異なっていた西洋簿記を小学教科に「記簿法」として導入することは、他の教科のそれ以上の困難さを伴ったといえよう。

(2) 加藤斌(ナカパー筆者注)訳『商家必用 記簿法 単認之部』

つぎに、福沢『帳合之法』発行から4カ月後の明治6年10月、『商家必用 記簿法 初編上』および『商家必用 記簿教則単認之部 下』が刊行され、同明治10年4月『商家必用 記簿教則複認之部 二編上』および『商家必用 記簿教則複認之部 二編下』が刊行された。初編の「凡例」に「原書ハ千八百七十二年英国出版チャンブル氏教則書中イングリシ氏著ハス所ノ『ブックキーピング』ト云フモノニシテ商方取引勘定ノ帳面ノ類別記方等ヲ載スルモノナリ」とあり、また、その序文は幕末の福井藩主松平春嶽の筆によるもので、漢文体によってつぎのような意味が記されている²⁶⁾。

(私がかねがね西洋に記簿の法があることを聞いている。内心で思うに今の世の中は物産が増え商業活動が盛んになってきている。商業の方法を学ぶことは私たちに大いにあずかって力となるであろう。しかしながら未だ訳本があらわれないことを遺憾に思っていたところ、工部省の役人である加藤某なる者が「商家必用」を翻訳して私の所へ序文の依頼をしてきた。これを読んでみると記簿法が書いてある。その規則の詳しいこと、例題の明白なことから愚夫愚婦でもよく理解できるであろう。実に商家の必用として1日も手離すことのできないものである……)と。

封建藩主の序文は簿記書では珍しいばかりでなく、記簿法に関するいかなる訳本も未だ著されていない当時あって、西洋簿記の情報がかなり早くから伝わっていたことを示すものとして注目される。この書も学制期の上等小学・師範学校の教科用書として教則に登場する。

(3) 小林儀秀訳『馬耳蘇氏記簿法』

刊行順からみれば、福沢の『帳合之法』が一番早く、次いで加藤斌の『商家必用』、三番目に発行されたのは文部省著作教科書としての小林儀秀訳『馬耳蘇氏記簿法』²⁷⁾であった。これは、原著者C.C. Marsh²⁸⁾の単式簿記と複式簿記の2冊の英書を底本とした全5冊からなる訳本である。厳密に言えば、これは単式簿記を内容とする『馬耳蘇氏記簿法』2冊と、複式簿記を内容とする『馬

耳蘇氏複式記簿法』3冊との全5冊の体系として編集発行されたものである。

福沢や小林の訳書という略式（単記すなわち単式簿記）と本式（複記すなわち複式簿記）の区別については、1878（明治11）年発行のハットン著・宇佐川秀次郎²⁹⁾訳『尋常簿記法』の中で簡潔かつ的確に説明されている。「簿記ニ二法アリ即チ単記ト複記トナリ単記法ナルモノハ各勘定ニ只一度元帳ニ登記スルノミ然ルニ複記法ニ於テハ各勘定ヲ元帳ニ二度登記ス蓋シ最初甲ノ勘定ノ借方或ハ貸方ニ登記シ然後乙ノ勘定或ハ丙丁ノ勘定ノ貸方或ハ借方ニ登記ス」。さらに「単記ハ素ヨリ完全ナラスト雖モ複記ニ比スレハ一層簡易ニシテ元帳ノ登記ニ多分ノ時間ヲ費ヤサ、ルカ故ニ諸種ノ物品ヲ売買スル小商売ニハ至極適當ナリトス」³⁰⁾と。（下線は筆者）

ここでは単記の簡易性・実務性が端的に紹介されている。単記によれば借方・貸方の概念は不要であり、現代の家計簿の記入のごとく項目ごとに金額を分類・整理して記帳すれば足りる。これに対して、複記はまず借方・貸方の概念を説明することから出発しなければならず、この導入部分の理解にかなりの抽象力を必要とする。しかも西洋複式簿記の核心はここにあった。小学教科に取り入れられたのは難解な複式簿記ではなく、この単式簿記のレベルの簡易な内容であったわけである。

3. 府県教則への「記簿法」導入の実態

そこで、翻訳教科書の発行によって教科教育の実施条件を整えた「記簿法」が各府県でいかなる内容と広がりをもって導入されたかを検討する。

「記簿法」の教科書が他の教科書に遅れて発行された1875（明治8）年から1877（明治10）年に

表1. 各府県の「記簿法」導入状況（明治9年・文部省第4年報により作成）

(府県)	(種別)	(修業年限)	(履修学年)	(使用教科書など)
東 京	上等小学	4年8級	2・1級	馬氏単記 ³¹⁾
	女兒上等小学	4年8級	2・1級	馬氏単記
神奈川	上等小学	4年8級	3・2・1級 (数学)	
	女子上等小学	4年8級	2・1級 (数学)	
埼 玉	上等小学	4年8級	3・2・1級	単記 (但シ数学ト隔日ニ教授スヘシ)
千 葉	上等小学	4年8級	3・2・1級	
	女兒上等小学	4年8級	2・1級	
椛 木	上等小学	4年8級	2級 (算術)	単記 複記
			1級 (算術)	
愛 知	上等小学	4年8級	2・1級 (算術)	単記 (帳合ノ法) 複記 (帳合ノ法)
	静岡	4年8級	2級 1級	
高 知	上等小学	4年8級	2級	単記法 複記法
			1級	
愛 媛	上等小学	4年8級	第3年第2期第3級 (数学)	単記
			第4年第1期第2級 (数学)	
新 潟	上等小学	4年8級	2・1級	単記
	山形	4年8級	3・2・1級 (数学)	
福 島	上等小学	4年8級	2・1級	単記 (隔日1時)
	秋 田	4年8級	2・1級 (算術)	
青 森	上等小学	4年8級	2・1級 (作文)	

（表中の履修学年欄の（ ）内に「数学」・「算術」・「作文」とあるのは、それぞれの教科において「記簿法」が扱われたことを表している）

かけて、教科「記簿法」は各県の上等小学教則に一齐に導入された。当時の各府県レベルの「記簿法」の普及状況は表1のごとくである。

この資料が示すように、「記簿法」は4年8級の上等小学の教科課程の中ではおおむね第4学年（最上学年）である2級・1級で履修されること、また学習内容としては単記を原則とすることが改めて確認できる。複記を履修させる場合もみられるが、その場合でも2級（第4学年前期）において単記、1級（第4学年後期）において複記というように履修段階の順次性が配慮されていることが分かる。また、表中の履修学年かっこ内に「数学」・「算術」・「作文」とあるのは「数学」または「算術」の教科において「記簿法」が扱われたことを意味するもので、「記簿法」が「数学」・「算術」あるいは「作文」の中で扱われることが多かったことに注目したい。この扱いは学制の「中学教則略」において中学の学科課程では「記簿法」が「習字・図画・記簿法」として一括表示されていたのと軌を一にする。

4. 「記簿法」普及の社会的・教育的基盤

(1) 「記簿法」の経済的・実業振興的意義

ところで、西洋簿記の技術をはじめてわが国に紹介したとされる『帳合之法』は、単なる簿記技術の紹介にとどまらず、人々に『帳合之法』を学ぶ効用を説くことによって合理的な思考を鼓吹する福沢の啓蒙的主張が含まれていた。すなわち、「学者ハ自カラ高ブリテ以為ラク商売ハ士君子ノ業ニ非ラズト金持ハ自カラ賤シメテ以為ラク商売ニ学問ハ不用ナリトテ知ル可キヲ知ラズ学ブ可キヲ学バズ……今此学者ト此金持トヲシテ此帳合之法ヲ学ハシメナバ、始テ西洋実学ノ実タル所以ヲ知り……天下ノ経済、更ニ一面目ヲ改メ、全国ノ力ヲ増スニ至ラン」³²⁾ というのであった。

さらに福沢は「今此帳合ノ法ヲ諸処ノ学校ニ用テ生徒ノ読本ト為シ平民ノ子弟或ハ其学ビシ事ヲ家ニ帰テ父兄ニ語ル事アラバ父兄モ始テ洋学ノ実アルヲ知り安心シテ其子弟ヲ学問ノ道ニ入ル、者次第ニ多カル可シ」³³⁾（下線は筆者）と述べて、記簿法教育が学校教育の普及に果たす役割に期待した。

また、福沢の弟子、森下岩楠・森島修太郎³⁴⁾は、「簿記法ハ人力車夫水呑百姓輩ニハ固ヨリ必要ノ事ニ非ルガ如シト雖モ政府及ヒ商社ハ勿論中等以上ノ家計及ヒ少年ノ商店ニ奉公スルモノニ在テハ其必要ナルヤ明ナリ故ニ簿記法ノ教ハ上等小学校ニ於テ欠ク可ラザルモノト云モ敢テ憶説ニ非ルヘシ」³⁵⁾（下線は筆者）と述べて、福沢と同様に簿記教育の実業振興と家計に果たす役割を説いている。

当時、大蔵省造幣寮をはじめ、すでに設立されていた国立銀行、鉄道、造船、貿易商社などに簿記は導入されていた³⁶⁾。なかでも、1874（明治6）年に創立の第一国立銀行をはじめ全国各地に続々と設立をみた国立銀行は、1883（明治15）年の日本銀行条例制定までに実に153行を数えた。これらの銀行では、シャンド・システム³⁷⁾といわれる銀行固有の簿記体系を採用したこと、大蔵省は各府県に対して複式簿記伝習のために担当者を大蔵省に派遣させた³⁸⁾。

銀行簿記は学校教育系統の商的簿記とは異なる体系ではあったけれども、このように大蔵省を中心とする盛んな外来知識の吸収が簿記という新しい知識を全国的に普及させる情勢をつくり出す背景となったことは疑いない。銀行会計のみでなく商工業を営む多数の会社企業において簿記を採用するものが少なくなかったといわれる³⁹⁾。このような社会経済情勢が、社会に出て実業に従事する

者にとっては勿論のこと中等以上の家庭においても、合理的な家計の営みのために簿記教育を不可欠なものとする認識が広がったと考えられる。

(2) 庶民に求められる基礎的能力

他方、「記簿法」は全実業場面で、あるいは日常生活場面で普通に要求される基礎的能力、すなわち、作表・計算・記帳の能力の育成を企図していた。

その例を小学教則改正を審議した1879（明治12）年7月の愛知県教育会議の審議⁴⁰からつぎに抽出する。

同会議の7月25日の議事で、教科「記簿法」について質疑が行われている。「記簿法ハ普通簡易ナルモノヲ教ヘ兼テ各種ノ表ヲ製セシムヘシ」という原案が示され、それに対して「各種ノ表」とは何か、「時間表ノ如キハ」という質問がなされている。答弁は「果テ各種ノ中ニアリ」というものであった。（下線筆者）

また、「各種ノ表」を作ることが「記簿法ニ関係スル性質カ」という議員の質問に対しては「表ヲ製スルニハ記簿ノ科ニテスル其業ノ近キヲ以ナリ如何トナレハ数字ヲ以書頭スモノ故ナリ」と主任官は答えている。

つづいて「文部省編纂ノ記簿法ニ仍テ単複ヲ教ユル事ヤ」という質問に対して、「必文部省編纂ニ限ラス商農ニ適スル記簿法ノ式を教ルヲ云フナリ」と、また「記簿法ニハ県庁記簿銀行記簿ト其種類数多ニテ迎モ一体ニハ参ル間敷仍テ商ノ多キハ商ニ仍リ農ノ多キハ農ニ仍ルト云事カ」との質問に対しては、「土地ノ適宜ヲ採テ可也」と答弁がなされた。さらにつづけて「従来ノ記シ来ル民間帳簿ノ体カ不都合ト云テ改メル意カ」の問いには「必スシモ然ラス此レハ西洋記簿法ヲ云ナリ如何トナレハ一目瞭然トシテ簡便ナルカ為ナリ」という答えがなされている。（下線筆者）

議員の中には「吾加茂郡ノ如キ僻地ニテハ迎モ實際ニ行レ難キ」を以て削除を主張する者もいるなど、いくつかの修正案が出されたが結局原案は賛成過半数をもって可決されている。

この会議の審議にみられるように、当時の「記簿法」の内容は、作表や計算などのごく簡易な程度の簿記であり、しかも日用性実用性に富む庶民の教育要求に応えるものであった。そのことが「記簿法」を明治期初期の普通教育の重要な要素として位置付かせたのである。

5. 初等普通教育の性格と記簿法

(1) 教科「算術」・「数学」と「記簿法」

それでは、以上のような経緯・導入背景（理由）を有する「記簿法」は、どのような内容・性格のものであったのか。

まず、「記簿法」の内容は、独立教科としてでなく、他の普通教科の中に位置づけられた。先ず「記簿法」は記数法の問題として数学の一科に導入された。わが国の伝統的縦書きを西洋式の横書きに変えるべきか否かは大問題であったからである。その先駆的役割を果たした人物は愛知師範学校長伊澤脩二であった。彼は文部省第2年報（明治7年）の愛知師範学校年報に「将来學術進歩ニ付須要ノ件」として、つぎのような記事を載せている⁴¹。

「記簿用筆算ヲ設クルノ件 夫レ記簿法ノ関スル所小ハ一家ノ生計ニ起リ大ハ邦国ノ財務ニ達ス人間經生上須臾モ離ル可ラサルノ要衝タリ故ニ其法学ハスハアル可ラス……西洋各国ノ横行文字ト

亜細亞諸邦ノ縦行文字トノ如キハ岐ノ最モ甚シキモノナリ故ニ記簿法ニ於テハ横行文字国ノ式ヲ取テ直チニ之ヲ縦行文字国ニ適用ス可ラス」としながらも、縦書きを西洋式の横書きに変えるべきか「竊ニ其得失ヲ考ルニ記簿ノ用文ハ一般ニ簡短ナレハ寧ロ文字ヲ横行ニ変スル方便快捷ナリトス」と結論づけた。「吾輩今日ノ職トスル所ハ先今日ニ適スヘキ教育ノ法ヲ立テ遠ク将来ニ及ホス目的」から「暫ク文字ノ縦行ニ従テ算術ノ横行ヲ変セントス因テ記簿法用縦行筆算ノ法ヲ制シ本校教科ニ加ヘン事ヲ決セリ」ということで、次表（表2）のような「加法ノ式」、「減法之（ママ）式」、「乗法之式」、「除法之式」の四例を挙げた。

前述の表1が示すように、学制前期⁴⁹⁾の上等小学の「記簿法」は、おもに「数学」、あるいは「算術」の教科内容の一部として扱われていた。そのように数学・算術の中で「記簿法」が教えられることになった理由として、当時の「記簿法」と洋算との密接な関係を指摘できる。

学制のカリキュラムは外国カリキュラムの直輸入であったから、西洋数学＝洋算は、わが国の伝統的和算を排除する形で導入された。その際、「記簿法」は最低度の洋算として紹介されたという事情があった⁴⁹⁾。

『馬耳蘇氏記簿法』の教科書の末尾では、利息計算や歩合計算が扱われ、アラビア数字による横書きの計算例が記載されている。このようなアラビア数字の計算式は珍しく、「記簿法」はまさに数学の初歩であったといえよう。言い換えれば、数学は洋算の導入にあたって「記簿法」を活用したとも考えられる。

表2 「記簿用筆算ヲ設クルノ件」文部省第2年報（明治7年）愛知師範学校年報より

加法ノ式									
今二千五百三十四、三千一百十五、二百十六、一百零八ノ数アリ其高ヲ問フ									
2	3								5
5	1	2	1						9
3	1	1	0						7
4	5	6	8						3
答五千九百七十三									
減法之式									
今五千九百七十三ト四千八百九十七トノ差ヲ問フ									
5	4								1
9	8								0
7	9								7
3	7								6
答一千零七十六									
乘法之式									
今一千零七十六ニ二十四ヲ乗セハ其積幾何									
1					2				2
0					4	1			5
7	2				3	5			8
6	4				0	2			2
					4				4
答二万五千八百二十四									
除法之式									
今二万五千八百二十四ヲ二十四ニ除セハ其商幾何									
	2								
	4								
	(
1	2	2							
0	5	4	1	1					
	8		8	6	1	1			
7	2		2	8	4	4			
6	4				4	4			0
答一千零七十六									

そもそも「正確な計算」ということ自体「全く近世的な観念」で、合理的思考の産物であったことは田中昭徳のドイツ商業教育史研究⁴⁰⁾でも詳述されている。わが国の伝統的記数法は漢数字であって、帳簿類は漢数字で記録されていた。しかし、計算は算盤でなされたから、記数法と計算とは全く別々のことがらであった。漢数字の記数法はそもそも四則計算には馴染まないものであった。江戸時代の「帳合」の研究においても正確に勘定を合わすこと自体容易ではなかったことが知られている⁴¹⁾。このような事情を考えると、維新期の「記簿法」はまず西洋算術の基礎からスタートをきらなければならなかった。学制期の小学教則において、当初、「記簿法」は教科としては独立して扱われずに「数学」・「算術」のなかで扱われることになったのは、このような当時の事情を反映したものと見える。

(2) 「作文」・「習字」と「記簿法」

また、「記簿法」は教科「作文」の中で取り上げられている。1873（明治6）年5月に師範学校が初めて制定した「上等小学教則」をみると、そのいずれにも、学科としての「記簿法」は現れていないけれども、この「上等小学教則」の前文には教授要領ともいうべき8項目にわたる注釈が付されており、その第6項目に「七級以上作文ノ課ニ於テハ問題ニ從テ公用文証券及ヒ記簿法等ヲ分チ授クルヲ以テ文例ノ課目ヲ掲ケス」と示されている⁴²⁾。（下線筆者）

明治政府の教則の上だけでなく、第3節(1)表1の青森県の例にみる如く、地方の上等小学教則においても「作文」の中で「記簿法」が扱われていた。

さらに「習字」についても注目したい。前節に挙げた文部省第5年報（明治10年）の石川県年報には「習字」についてつぎのような記事がある。「書牘ノ如キハ其始メ頻ニ普通日用ノ文字譬ヘハ晴雨寒暖ノ氣候ヨリ請託談判通知等ニ関スル切近ノ字句等可成リ之レヲ知ラシメ……普通小学ノ習字ハ別ニ書ヲ以テ名譽ヲ顕ハシ或ハ筵席ニ文墨ヲ弄スルノ為メニアラス……記簿ノ用ニ充ツルノ目的ヲ以テ授クヘキモノナレハ作文ト関係實ニ親密ナリ」⁴³⁾と。（下線は筆者）

明治12年3月、伊予国和気温泉久米郡小学教則の凡例⁴⁴⁾においても、「習字課ハ最初主トシテ字形運筆ヲ教ヘ繼テ日用ノ簿記及手紙ノ贈答諸証券願伺届文等ヲ認ムル方法ヲモ兼テ教フヘシ」と記されている。（下線は筆者）

「習字」の学習内容に選ばれていた教材にはつぎのような実際の・日用的教材が多かった。すなわち、「公私有文章」・「諸証券」・「地方往来」・「世界商売往来」⁴⁵⁾や「地方往来」・「農業往来」・「世界商売往来」⁴⁶⁾など、また「諸職往来」・「農業往来」・「世話千字文」・「請取証文類文体」⁴⁷⁾などの実務的内容である。このような「習字」の中に、「記簿法」が位置づけられても何ら不思議ではなかった。

いずれにせよ当時の普通教育の学習内容は、わが国の江戸時代以来の寺子屋の「読・書・算」を中心とした「日用ノ便利」を満たす実用的教育に代わり得るものであり、そのような実用的教育の延長に「記簿法」は「普通ノ学科」あるいはそれらの教科の一部として位置づけられた。

(3) 独自教科としての「記簿法」の学習内容と教授法

他方、明治10年代をすぎると、「記簿法」は独自の教科として位置づけられるようになる。

それでは、独自教科としての「記簿法」の内容はいかなるものであったか。文部省日誌から上等

小学の教科課程に「記簿法」とその教科書が現れてくる一・二の例を挙げよう。まず独自教科設置の例を文部省日誌から神奈川県伺（表3）の例で示す。

この教則が実際に授業として行われていたことを確認することはできないけれども、この資料は学年毎の「記簿法」の学習内容を具体的に示していることに注目したい。男子上等小学教則に「馬耳蘇氏単記・初巻」および「馬耳蘇氏単記・二ノ巻」とあるのは、さきに述べた『馬耳蘇氏記簿法』全5巻の体系の中の単式簿記体系をまとめた『馬耳蘇氏記簿法』2巻を指しており、内容は単式簿記である。

同伺の女子上等小学教則にいう「福沢氏編帳合ノ法一ノ巻」および「福沢氏編帳合ノ法二ノ巻」とは、福沢諭吉訳『帳合之法』全4冊の中の初編2冊（単記）を指している。すなわち「帳合之法初編二冊」は「帳合之法卷之一」と「帳合之法卷之二」とから構成されていた。いずれにしても、上等小学の教科「記簿法」は単式簿記を主な内容としていたことが確認できる。

この神奈川県伺の例が示すように、学校教則における「記簿法」はその学習内容における「単記」と「複記」の別を必ず記載しているばかりでなく、上等小学については、ほぼ「単記」に限定していた。

さらに、上等小学の教則にあらわれる「記簿法」の内容が「単記」中心であることを補強するもう一つの例を挙げる。

たとえば、明治12年9月10日の愛媛県伺「愛媛県越智郡上下等小学校教則」の「条例」（教則のこと——筆者注）も、独自教科として「記簿法」が導入された例である。しかも同伺は、「記簿法ハ箇ニ簿冊ノ記載ヲ教フルノミナラス且以テ意匠ヲ精密ナラシムルノ要具ナリ依テ上等小学ニ至リ此課ヲ置ク然レトモ其授クル所ハ単記ニ止リ複記ニ入ラス」とこの教科の内容（単記）について規定している⁵³⁾。

「意匠ヲ精密ナラシムルノ要具」というのは、「記簿法」がただ単に帳簿の記入法を教えるだけの科目ではなく、正確な計算と記帳の照合を図る技術であることを意味している。このように「記簿法」における「単記」・「複記」の学習段階と、これを履修する学年との間に密接な関連があるこ

表3 『文部省日誌 四 明治十二年一月～三月』より抜粋⁵²⁾

・明治12年1月14日 神奈川県伺 明治12年1月18日指令（神奈川県）		
男子上等小学教則（満六年ヨリ満十四年マテ・下等小学ヲ八級ニ分ケ上等小学ヲ六級ニ分チ毎級六ヵ月ノ課程トス）		
第六級（他科目略）	記簿法（馬耳蘇氏単記・初巻卷首ヨリ四枚迄二ノ巻之ニ応ス）	
第五級（同）	記簿法（同 単記・初巻五枚ヨリ十三枚迄二ノ巻之ニ応ス）	
第四級（同）	記簿法（同 単記・初巻十四枚ヨリ二十枚迄二ノ巻之ニ応ス）	
第三級（同）	記簿法（同 単記・初巻二十一枚ヨリ二十九枚迄二ノ巻之ニ応ス）	
第二級（同）	記簿法（同 上単記・初巻三十枚ヨリ四十一枚迄二ノ巻之ニ応ス）	
第一級（同）	記簿法（同 単記・二ノ巻六十枚ヨリ卷末迄）	
女子上等小学教則		
第六級（他科目略）	記簿法（福沢氏編帳合ノ法一ノ巻首ヨリ二十枚マテ）	
第五級（同）	記簿法（同 帳合ノ法一ノ廿一枚ヨリ四十一枚マテ）	
第四級（同）	記簿法（同 帳合ノ法一ノ卷四十二枚ヨリ卷末マテ）	
第三級（同）	記簿法（同 帳合ノ法二ノ巻首ヨリ二十三枚マテ）	
第二級（同）	記簿法（同 帳合ノ法二ノ巻廿四枚ヨリ三十八枚マテ）	

とが示されていた。

つぎに、「記簿法」教授法についての当時の認識を伝える資料を紹介したい。1878（明治11）年、新潟学校訓導田中鼎編纂の「小学授業法指掌 上」⁹⁴は、「現今小学教師ノ景状ヲ通観スルニ往々教授法ヲ輕視スルノ風」を憂い、教授法は「教育上ノ要訣」であり「彼ノ児童ヲシテ乱雜ノ弊風ヲ脱シ整齊ノ良習ヲ起シ錯綜難渋ノ学科モ渙然了解シテ凝滯ノ患ナク欠伸怠惰ノ容変シテ意気快活ノ形見ハレ競フテ習業ノ席ニ就カシメ」るのは、一に懸かって「教授法ノ精巧ニ在ル」として各教科の教授法を説いた。

その中で、「記簿法」については、つぎのように具体的に教具を指示しながら教授法を説いている。

「先ツ馬耳蘇氏記簿法ヲ一部ツ、与へ、商売取引ノ模様及ヒ一定ノ書式規則等ヲ懇切ニ教示シ生徒稍解スルニ及ンテ諸帳ノ罫紙（新潟学校学校師範学教場ニアリ）ト定規（竹ノ曲尺ヲ用フルモ可ナリ）トヲ与へ設題ヲ黑板ニ記シ（題意ノ了解シ難キ処アラバ之ヲ質問セシメテ教示スル事猶ホ算術ノ科ノ如シ）傍ラニ記簿板（長サ三尺幅二尺五寸計リノ薄キ板ニテ造リ諸帳ト同シ罫ヲ画シ黒塗ニセシモノナリ毎帳一板ツ、ニテ其数諸帳ト同シ）を掲ゲ題ニ因リテ記法ヲ示シ生徒ヲシテ之ニ倣ヒ諸帳ニ填記セシム此際教師場中ヲ巡視シ誤謬アレバ之ヲ匡正ス」（アンダーラインは筆者）と。

なお、試験についても、「設題ノ如キハ可及的日常見聞スル所ノ地名人名及ヒ事柄等ニ關涉シ実地ニ活用セシムルヲ肝要トス」と指示していることは、この「記簿法」という教科の日用的実用的性格を明らかにしているものといわねばならない。

このように、独自教科「記簿法」にあっては、先ず「単記」に限定し、のちに複記に至る準備をするという簿記教育における順次性・系統性が配慮されていた。分かりやすいいえば、それは現代の中等学校の教科「数学」を「数Ⅰ」・「数Ⅱ」というように段階的に分割履修し、そのように教科書を編集する方式に似ている。

これらの資料は、単式簿記と複式簿記との程度を分かつ二つの学習段階によって構成される近代西洋簿記が、学制のカリキュラムに導入されるにあたって、「単記」の学習内容は初等教育「複記」の学習内容は中等教育にそれぞれ適当であるという共通認識がしだいに成熟していった過程を示すものともいえる。

まとめ

外国学制の初等教育カリキュラムの強い影響を受けて成立した学制は、わが国の上等小学および中学のカリキュラムに初めて教科「記簿法」を普通の教育として位置づけた。しかし、その「記簿法」は他の普通教科に較べて教科書の発行が遅れたこともあって、実際に各府県教則の上等小学に位置づいたのは、1876（明治8）年に文部省編纂教科書『馬耳蘇氏記簿法』が発行されて以後のことであった。

しかし、学制の画一的な教則は、地方民衆の実情やその教授法の拙劣さなどによって、維新前の寺子屋の「読・書・算」の教育にも劣るものとして批判され、文部当局は学制期後期に学科編成における自由化へ方向転換することになる。

この方向は、地方の実情に即した小学教則の実用化と簡易化の流れの中で「記簿法」の導入を促した。「記簿法」は作表・記帳・計算という庶民の生活に必要な能力の形成、また、商店な

どの実務に就くに際しての、さらに中等以上の家計の営みに際しての準備として位置づけられた。「記簿法」は当初は独立した教科としてではなく「数学」・「算数」の中で扱われたり、「作文」の中で扱われたりした。しかし、明治10年代を過ぎるころから「記簿法」の実用性・簡便性が広く認められ、上等小学の学科における独立教科として普及した。

「記簿法」の教科内容はわが国の江戸期の帳合法とは全く性格の異なる近代西洋簿記の体系に即したものであり、単式簿記と複式簿記とから構成されていた。そのうち、上等小学では「単記」＝単式簿記を中心とする簡易・明瞭な作表や計算の学力が庶民子弟にとって必要な教育内容とされた。他方、記簿のもう一つの内容である「複記」＝複式簿記は上等小学の学習レベルを超えるものであることが認識され、上等小学より高いレベル（下等・上等中学）の科目として教えられた。

このように、当時の普通教育の内容は、わが国の近代教科が庶民の日常性からかけ離れた「迂遠」で「高尚」な内容を改め、実用性・簡易性を志向したことが明らかになる。学制期の小学校教育は庶民のすべてが学ぶべき「普通ノ教育」であって、その普通教育の水準は「読・書・算」の基礎的・日用的必要を満たす性質のものであり、「記簿法」もこのような普通教育の内容を構成するものであった。

現代の視点からみると、普通教育を実業教育と対置して語ることは、普通のことであるけれども、学制期の教科の成立過程を検討するとき、そのような把握はかならずしも正確ではない。当時すなわち、中等教育や中等実業教育が十分に発展を遂げていない段階において普通教育と実業教育の内容は未分化であり、普通教育・実業教育の概念は相互に重なり合っていたといえる。

このことは、初等教育・中等教育の拡充を基盤に普通教育・職業教育の区別が明瞭になった今日の段階でも、普通教育の内容・あり方を考える上での重要な手掛かりを与えるものと思われる。

〔注〕

- 1) 学制のカリキュラムを「教科」、6カ月を1期とする履修段階を「課程」という言葉であらわす。学制第27章および小学教則（1873年5月19日文部省布達第76号）第2章参照
- 2) 文部少丞西潟訥は「人皆小学ノ教育ヲ受ヘキ事」の中で「小学ノ教科ハ人ノ人タル知識ヲ具ヘ……是其普通学ト称スル所以ナリ」と述べている。倉沢 剛『小学校の歴史 I』ジャパンライブラリー ビュウロー、1963年、p.686～p.687
なお、「普通学」の概念については武田晃二の論文『明治初期における「普通学」・「普通教育」概念の関連構造』（『日本の教育史学 第34集』、教育史学会紀要、1991年p.35～p.49）があるけれども、本稿は「普通学」の概念を論ずるものではない。
- 3) 学制第29章「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ…」
- 4) 明治17年1月文部省第1号「商業学校通則」第4条「第一種商業学校ノ学科ハ左ニ掲クル諸目トス」ならびに明治19年4月勅令第15号「中学校令」第7条「中学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」
- 5) 拙著『「徴兵令」および「文官任用令」による中等実業学校学科課程の形成—明治期商業学校カリキュラムの研究—』名古屋大学教育学部紀要1997年度第44巻第1号、1997年9月
- 6) 「今ノ普通教育ハ地ニ城市村落山間海浜等ノ別ナク……」「今ノ普通教育ハ全国人民ノ現状ニ於テ、能ク其程度ニ適セルカ然ラサルカ……」文部大書記官九鬼隆一「第三大学区巡視功程付録

意見」文部省第4年報 p.57～p.58

- 7) 四方一瀾『「中学校教則大綱」期における学科目の教授要旨と教科書についての一考察(1) —記簿—』、国土館大学教育学論叢第15号、1997年
- 8) 学制第27章「上等小学ノ教科ハ下等小学教科ノ上ニ……其地ノ性情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教ル事アルヘシ 一、外国語学ノ一 二、記簿法 三、画学 四、天球学」
- 9) 学制第200章「商業学校教科ヲ分テ予科本科トシ……本科 一、記簿法 二、算計法 三、商用物品辨識 四、商業学 五、商法」
- 10) 文部少丞西潟訥「夫小学ノ教科ハ国民一般普通ノ学問ニシテ…」「学問ノ順序階級ヲ乱ルヘカラサル事」倉沢前掲書 p.688～p.689
- 11) 倉沢 剛「第1章 各国学制の調査参案状況」『学制の研究』 p.343～p.377
- 12) 尾形裕康「フルベッキの学制推進過程」『学制実施経緯の研究』、校倉書房、1963年、p.39～p.73
- 13) 文部省第3年報（明治8年）の小学書籍一覧表の中に「記簿法」教科書が記載されるあたりから各師範学校附属小学校教則に教科「記簿法」が位置付くようになり、このことが各府県小学教則に「記簿法」を導入させる契機となったといえる。
- 14) 「学制にも小学教則にも、まだ国語というまとまった教科はないが、実質的にこれに当たるものとして、綴字、習字、単語読方、単語誦読、会話読方、単語書取、読本読方、読本輪講、文法、書牘、細字習字、書牘作文、細字速写などの科目」を指す。倉沢 剛『小学校の歴史 I』 p.777
- 15) 文部省第3年報、p.7、「師範学校」の記事参照
- 16) ペーソン単記とは、J.W. Payson & L.B. Hanaford “Book-keeping by Single and Double Entry for Schools and Academies.” 1858. を指す。米人教師スコットがこの書物を使って簿記を教授したと西川孝次郎は述べている。如 waters 学園史刊行委員会『商業教育の曙』 p.363
- 17) 倉沢 剛『学制の研究』 p.640～641
- 18) 「東京師範学校年報」『文部省第3年報』 p.500～p.501
- 19) 倉沢剛『小学校の歴史 I』 p.708～p.711
- 20) 明治以前のわが国固有の伝統的な簿記は「帳合」とよばれた。福沢は「余が……ブックキーピングを帳合（ちゃうあひ）と譯して簿記の字を用ひざりしは、餘り俗に過ぎたる故か今日世に行はるゝを見ず」と述べている。「福沢全集緒言」『福沢諭吉全集第1巻』、慶応義塾編纂岩波書店刊、1958年、p.10
- 21) 加藤 斌（なかば）（1844-1914）、越前福井藩士溝口郷右衛門の息、弘化元年二月二十九日生れ、幼名辰五郎、長じて加藤家を継ぐ。幼時漢籍を学び、十二三で藩の明道館に入り橋本左内について蘭学を学ぶ。明治六年工部省七等出仕、会計局権長、七年工学寮七等出仕、八年同権助、退官後海軍省一等属、『独逸海上保険法』（1879年）一卷を著す。官を辞して後横浜正金銀行、東京製絨会社その他多くの事業に関係した。大正三年九月四日没、行年七十二。（復刻叢書 W. イングリス著加藤 斌訳『商家必用』解題、雄松堂書店、1979年）
- 22) 小林小太郎、諱（いみな）は儀秀（のりひで）、嘉永元年戊申正月二十七日武州赤坂氷川台、

豊前守本多正寛侯邸内に生る。齡十三、高輪東禅寺、英国大使館に入りアーネスト・サトウにつき英語を修む。十六歳、福沢諭吉の門に入り、更に英書を講ず。明治二年大学大助教、從七位に叙す。明治四年より六年の間学課質問のため欧州派遣被命、明治十三年文部省小書記官、東京図書館長兼務、十五年文部権大書記官、十八年東京大学予備門長兼務、二十二年退官、正五位勲六等、明治三十七年十月三十日卒去。(西川孝次郎『日本簿記史談』、同文館出版、p.281～p.283)

- 23) 「凡例」『帳合之法』福沢諭吉訳、復刻版、雄松堂、1985年
- 24) 慶応義塾編纂「帳合之法」『福沢諭吉全集 第1巻』岩波書店、1958年、p.33
- 25) 同上書、p.53
- 26) 復刻叢書 W. イングリス著加藤 斌訳『商家必用』序文、雄松堂書店、1979年序文の著者越前藩主松平慶永(1828-90)、号は春嶽、は幕政改革に治績をあげた人物で、横井小楠、橋本左内らの人材を重用し、王事に奔走した。明治政府の民部卿、大蔵卿、大学別当などを歴任した。訳者加藤は左内の遺弟に当たる。
- 27) 文部省第3年報(明治8年)の教科書の項目に「各府県ニ於テ用フル所ノ小学教科書ハ専官板ニ係ルモノニシテ……今之ヲ細別スレハ……記簿法ハ文部省ノ官板一種……茲ニ明治八年一月ヨリ九年六月ニ至ル文部省刊行ノ数ヲ挙ルニ……記簿法各一種」とあり、さらに、末尾に示されている文部省刊行の「小学書籍一覧表」の中に『記簿法』は「記簿法五冊 著訳者小林儀秀 三百六十八葉 零売価一円四十六銭印行部数五百 印行部数ハ原刷ノミ」と記載されていることから、『馬耳蘇氏記簿法』はわが国で最初の文部省教科書であったことが分かる。文部省第3年報 p.11
- 28) C.C. Marsh(1806-1884)はNew Yorkのブロードウェイに事務所をもって活躍した会計士兼簿記教師であった。(西川孝治郎『日本簿記史談』、同文館出版、1971年、p.262)
- 29) 宇佐川秀次郎は慶応義塾出身、明治6年銀行学局副長、同8年銀行学局長、同10年銀行学伝習所講師、同11年銀行学伝習所学頭、同14年死去。
- 30) 「尋常簿記法例言」『尋常簿記法』復刻版、ハットン著 宇佐川秀次郎訳、雄松堂書店、1981年
- 31) 「馬氏単記」とあるのは文部省著作教科書『馬耳蘇氏記簿法』を指す。
- 32) 「凡例」『帳合之法』福沢諭吉訳、復刻版、雄松堂、1985年
- 33) 同上
- 34) 森下岩楠は1852(嘉永5)年生まれ、慶応義塾に学び1873(明治6)年慶応義塾教員1878(明治11)年三菱商業学校長。森島修太郎は1877(明治10)年商法講習所第1回卒業、商法講習所助教、三菱商業学校教諭を経て1886(明治19)年東京商業学校教諭
- 35) 森下岩楠・森島修太郎共著『三菱商業学校簿記学階梯 上・下巻』(全二冊)、1871年
- 36) 細谷新治著『商業教育の曙 下巻』、如水学園史刊行委員会、1991年、p.331～365
- 37) Alexander Allan Shand, (1844-1930)によって導入された銀行会計制度を指す。シャンドはスコットランド出身、明治5年10月から8年9月までの3年間の契約で大蔵省に雇われ、大蔵省紙幣寮で官員に銀行簿記を教えた。明治6年12月、シャンドの銀行簿記の講義は弟子たちの手によって翻訳され『銀行簿記精法』として出版された。わが国の近代的銀行会計制度の確立に果たした彼の功績は大きかった。(細谷前掲書p.344～p.359)

- 38) 明治11年2月27日 大蔵省達乙第9号(府県)「西洋複式簿記ノ方法ハ出納上必須ノ儀ニ付右法方伝習為致候條右ニ従事スヘキ者兩名以上相選当省へ可差出此旨相達候事」明治11年法令全書 p.332、内閣官報局
- 39) 黒沢 清『日本会計制度発展史』、(株) 財経詳報社、1990年、p.12
- 40) 『愛知県教育史 資料編 近代1』愛知県教育委員会編纂、1989年
- 41) 文部省第2年報 明治7年 愛知師範学校年報、p.265
- 42) 「学制前期」・「学制後期」の定義は倉沢「学制の研究」による。すなわち、明治5年8月から同9年12月までを「学制前期」、同10年1月から同12年9月までを「学制後期」と区分する
- 43) 武田楠雄『維新と科学』岩波新書、1972年、p.177
- 44) 田中昭徳「ドイツ商業教育制度の成立過程」『商学研究』第17巻第1号、小樽商科大学、1978年
- 45) 小倉栄一郎『江州中井家帳合の法』、滋賀大学経済文化研究所叢書、ミネルバ書房、1962年、河原一夫『江戸時代の帳合法』、ぎょうせい、1977年、などを参照
- 46) 倉沢 剛『小学校の歴史 I』p.704
- 47) 「石川県年報」『文部省第5年報』p.161
- 48) 佐藤秀夫編「文部省日誌 明治十二・十三年」『明治前期文部省刊行誌集成 第2巻』、歴史文献刊、p.129
- 49) 海後宗臣「小田県小学校規條 明治6年1月定」『海後宗臣著作集第8巻 日本教育史研究II』東京書籍、1981年、p.247～p.250
- 50) 同上書「千葉県上下等小学教則 明治7年2月」p.261～p.268
- 51) 同「愛媛県第十六十八大区小学課業表 明治5年10月愛媛県文庫所蔵」p.285
- 52) 日本史籍協会編『文部省日誌 四 明治十二年一月～三月』東京大学出版会、1985年覆刻、p.60～p.73
- 53) 同上『文部省日誌 六 明治十二年七月～十一月』p.185～p.189
- 54) 新潟学校訓導田中 鼎編纂『小学授業法指掌 上』、越後長岡 松風堂蔵版、明治11年3月